

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 田村 誠

1 日時

平成24年8月3日（金曜日）

午前10時4分開会、午後1時35分散会

（うち休憩 午前11時58分～午後1時5分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

田村 誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋昌造委員、喜多正敏委員、高橋 元委員、郷右近浩委員、小野 共委員、岩渕 誠委員、高橋但馬委員、後藤 完委員、軽石義則委員、佐々木努委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉 伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨耆朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、飯澤 匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、高田一郎委員、小野寺好委員、清水恭一委員、小泉光男委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

神崎浩之委員

5 事務局職員

及川事務局次長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、葛西主任主査、米内主任主査、菊池主査

6 説明のために出席した者

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監、宮復興局総務課総括課長、森復興局企画課総括課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、鈴木復興局生活再建課総括課長、紺野政策地域部市町村課総括課長、伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、高橋保健福祉部保健福祉企画室企画課長、木村商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋農林水産部農林水産企画室企画課長、及川県土整備部県土整備企画室企画課長、井上県土整備部県土整備企画室管理課長、吉田県土整備部建設技術振興課総括課長、渡邊県土整備部都市計画課総括課長、澤村県土整備部建築住宅課総括課長、石川教育委員会事務局教育企画室企画課長、渡辺総務部総務室放射線影響対策課長、平野政策地域部政策推進室調整監、

野中政策地域部地域振興室交通課長、
松本環境生活部廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、
渡邊復興局まちづくり再生課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 現地調査実施報告書について
- (2) 第1期復興実施計画の見直しについて
- (3) その他

復旧・復興ロードマップ（市町村別工程表）について

9 議事の内容

○**田村誠委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

神崎浩之委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、6月12日及び14日の両日、被災6市町村において実施いたしました現地調査の実施報告書につきましては、あらかじめ各委員に配付いたしておりましたが、その概要について事務局から説明させます。

○**及川議会事務局次長** それでは、現地調査実施報告書（案）の概要について説明させていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。今回の当委員会の現地調査は、被災市町村の復興に向けた取り組み状況を把握するとともに、仮設住宅における現在の生活状況、課題を把握し、今後の復旧、復興に係る審議に資することを目的に実施したものでございます。

委員12人程度の調査チームを編成し、久慈市、洋野町、普代村、田野畑村、岩泉町及び山田町の6市町村を対象に6月12日及び14日の日程で実施いたしました。調査は、各市町村から復興計画の内容、進捗状況等について説明を受けまして、質疑、意見交換を行ったほか、応急仮設住宅等を訪問し、入居者の方々から直接現在の生活の状況や課題について聴取、意見交換を行ったものでございます。

まず、別添1でございます。別添1は、調査チームごとに現地調査の調査行程と、それぞれの出席委員をまとめたものでございます。

次に、別添2でございます。別添2は、各市町村及び仮設住宅入居者からの要望事項に対する執行部の対応状況でございますが、1ページ目は、各市町村及び仮設住宅入居者から出された要望事項を分野別に総括表として整理しているものでございます。この分類は、県の復興計画分野ごとに分類したものでございます。仮設住宅入居者からの要望事項については、その内容により整理したものでございます。市町村からは34項目、仮設住宅入居

者からは 35 項目の要望事項が出されております。

2 ページ以降は、各要望事項及びその対応状況を記載したものでございますが、2 ページから 6 ページは防潮堤や復興道路等の整備促進、放射性物質による風評被害対策、復旧工事に係る資機材不足への対応など、各市町村からの要望事項とその対応状況を記載してございます。

7 ページから 11 ページは、仮設住宅入居者からの要望事項及びその対応状況を記載しているものでございます。仮設住宅空き部屋の利用方法、家族帰省時の宿泊場所の確保など、仮設住宅全般に関すること、仮設住宅周辺の道路整備や除雪対策、駐車場や街灯の増設など、仮設住宅周辺の環境整備に関すること、防潮堤や防波堤の整備など、まちづくりに関すること、住宅再建の見通し、災害公営住宅の早期建設など、今後の見通しに関することなど多岐にわたる要望がございました。

次に、別添 3 でございます。別添 3 は、各会場における調査概要を市町村の現状、取り組み状況、質疑、意見交換、仮設住宅入居者との意見交換等、会議録形式でまとめてございます。

別添 4 は、各市町村から示された説明資料、別添 5 は各会場の開催状況、写真を中心に添付してございます。

○**田村誠委員長** ただいま事務局から説明させましたが、委員の皆様から今回の現地調査の実施報告書に関しまして御意見等ございませんか。

○**斉藤信委員** この実施報告書は、私大変まとまっていると思います。大変いいものをまとめていただいたと。それで、この別添 2 のところについては、我々が調査した市町村、あと懇談した仮設住宅、その他、こういう方々に報告書ということでぜひ送付をしていただきたいということです。

○**田村誠委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村誠委員長** それでは、今回の現地調査の実施報告書につきましては、ただいまの御意見を踏まえまして、調査先市町村及び仮設住宅自治会等に送付することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村誠委員長** 異議なしと認めます。

さよう決定いたしました。

次に、日程第 2、第 1 期復興実施計画の見直しについて、執行部から説明願います。

○**高前田理事兼副局長** 昨年 3 月の東日本大震災津波発災以降、迅速な復興の実現に向けて復興計画に基づき、被災地域の復旧、復興の第一歩となる緊急的な取り組みを安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の各分野で重点的に進めるとともに、本格的な復興に向けて平成 25 年度までの 3 年間の復興基盤の構築を目指し、復興実施計画の第 1 期に盛り込んだ 441 事業を集中的に実施してきたところでございます。

第1期復興実施計画は、復興基本計画に掲げます目指す姿、すなわち、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造の実現に向けて、県が直接実施あるいは補助、支援する事業や、その実施期間等を具体的に示す計画として、平成23年度第3次補正予算を初めとする国の復興の取り組みの具体化に先立ち、平成23年8月に策定したものでございますが、その後国において昨年11月の第3次補正予算の成立、12月の復興特別区域法等の復興関連法の制定、そして本年2月の復興庁の設置など、復興に向けた体制、制度、財源等が整えられたところがございます。今般、本計画の策定から間もなく1年を迎えるに当たりまして、こうした復興に関する制度や予算等を計画に反映させるとともに、計画に基づく事業の進捗状況、そして被災地域における復興の状況と県民意識等を踏まえ、復興実施計画第1期の点検、見直しを行い、迅速な復興の実現に向けた取り組みをさらに加速させていこうとするものでございます。

見直しの内容につきましては、担当の企画課総括課長から説明いたします。委員の皆様におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○森企画課総括課長 私のほうから、復興実施計画の見直しの内容について御説明させていただきます。

まず、第1期復興実施計画の見直しの内容に先立ちまして、見直しの前提となりますこれまで行ってまいりました復興計画の進行状況を総括したレポート、これは現在のところ案ですが、これについて御説明申し上げたいと思います。A4一枚物、資料1-1ですが、岩手県東日本大震災津波復興計画の取組状況に関する報告書（いわて復興レポート）（案）についてごらんいただければ幸いです。復興計画の進行管理につきましては、そのペーパーの1の目的のところがございますとおり、図の右上のところがございますが、事業の進捗状況や事業所調査などの客観指標、あるいは県民意識調査等によりまして重層的、多面的に調査を行い、進行管理をしてきたところですので。これまでもそれぞれの調査結果等につきまして公表させていただいておりますけれども、本県の復興の状況と課題について1冊に取りまとめた報告書といたしまして、いわて復興レポート（案）というものを作成しようとするものです。

2のところ構成を書かせていただいておりますが、はじめのところで作成趣旨について述べさせていただいた後に、第1章で全体的な取り組み状況、第2章のほうで三つの原則、10の取り組み分野ごとの状況、第3章で人口等の各種指標等の状況について御説明しております。

裏面のほうをごらんいただきたいと存じます。概要をまとめておりますが、厚い冊子になりますいわて復興レポートの4ページのほうとあわせてごらんいただければ幸いです。この4ページのところからは、全体の状況についてまとめております。上の四角のところにつきましては、これまでの復興、どのような取り組みをやってきたのかということをもまとめております。平成23年度におきましては、緊急的な取り組み事項、これを重点的に進めてきたということ述べて上で、3分野ごとにこういう事業をやってきたということで

提示しております。

その下の四角についてですが、この取り組み状況の進捗状況と課題についてまとめております。平成23年度におきましては、緊急的な取り組みの割合が高うございましたので、全体から見ますと一定の事業進捗が図られておりますが、それであっても全体で95事業、22.6%の事業では進捗におくれですとか未実施となっております。その要因といたしましては、そのほかに国のほうで新たな有利な制度ができていたり、あとはニーズが当初の見込みより下回ったりということがあって、おくれですとか未実施となっているものです。

その下のところでございますが、今度は翻りまして、被災者の意識から見たらどうかというところを書いております。全体で見ますと、復興意識調査ではややおくれしている、おくれしているとお感じになっている方がまだ6割いらっしゃいます。そのほかに、わからないですとか、中間の方もいらっしゃいますので、逆に言いますとプラスの進んでいると考えている等の方は16.7%と、極めて低い状況になっていると、こういうような状況になっていることを書いておりますし、そのほかにその下のほうですが、今後どのようなことを急ぐべきかとお考えになっているかということで調査しております。その内容についても書いておまして、雇用の場の確保、あるいは住宅、宅地の供給、再就職、これらなどのニーズが高いというような状況となっております。

5ページのほうですが、これらの取り組み状況、課題等を受けまして、今後どのように進めていくかというところ、その四角のところにもまとめております。平成23年度においては、基盤づくりが一定のところではあるものの復興、復旧への実感、これがまだ十分ではないと。今後さらに取り組みを加速させていきますとともに、被災者の皆様方が復興への歩み、これを実感できるようにしていくことが重要であるとまとめて、そのポイントといたしまして、必要な人材や資金の重点的投入、ボトルネックの解消、あるいはきめ細かな情報提供等に取り組んでいく必要があるという取りまとめをしております。その下からは、その根拠となります各種意識調査の結果等についてまとめております。

13ページのほうをお開きいただければと存じます。ここからは、各分野、3分野、10の取り組み分野ごとの記述です。13ページのところにつきましては、安全の確保の分野ですが、大きな四角のほうで現状と課題ということで、これも全体と同じような構成にはなっておりますが、進捗率、あとは意識調査の結果、ウォッチャー調査の結果等を述べて、二重の隅が丸い四角で囲んだ部分ですが、ここでこれから取り組むべき方向、これについて述べていると。各分野ともこのような形で整理しております。これにつきましても、その次のページからはそれらの根拠となりました調査結果等について掲載しているということです。

大きく飛びます。101ページのほうをごらんいただければと存じます。101ページは、第3章の各種指標です。客観的指標がどのように動いているのかということで、参考までにまとめたのが第3章になります。101ページのところでは、人口の状況についてどのような増減になっているのか、あと103ページからは経済の動きの状況、104ページでは大震

災津波の被害の状況、105 ページのところでは支援をいただいた状況について取りまとめていると。復興レポートは、このような形でこれまでの取り組みと今後の向かうべき方向性について取りまとめております。

この復興レポートでまとめました課題に基づきまして復興実施計画をどのように見直していくかというものをまとめたものが、A3判の資料1—2になりますけれども、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画(第1期)の見直しについてというペーパーです。このペーパーですが、左半分につきましてはこれまでの取り組み状況ですとか各種調査の内容等、復興レポートと重複する内容となっております、右側につきましてはそれを受けてどのように見直していくかというところをまとめております。

左側の復興の取組状況でございますが、三つの原則ごとに主な客観的な指標、例えば安全の確保につきましては災害廃棄物の処理状況ですとか、暮らしの再建につきましては住宅再建加算支援金の申請率、あと、なりわいでは漁船の関係、事業所の再開率等を掲げているところです。この部分が、県がどのようなことをやってきたのかということと、あとどのような客観指標になっているのかをまとめたところでして、その下の四角のところですが、ここでは社会資本の復旧・復興ロードマップの公表ということで、被災者の皆様、あと事業者の方々、これからどのように御自身の生活、事業を再建されるのかについて御検討をいただく際に、重要な情報となります社会資本のロードマップ、これを提示したということで御紹介しております。

左側の下のところですが、これにつきましては先ほどレポートのほうでも御説明いたしましたけれども、事業の進捗状況について、単年度目標に対してどれだけ進んでいるのか、約2割でおくれ、未実施となっているという状況を掲げております。その右側につきましては、意識調査の概況です。

これを受けまして、この右側の半分のところですが、復興実施計画、どのように見直していくかというところがございます。一番上のところに点検、見直しに当たっての留意点ということで、ポイントを二つ挙げております。一つは、事業実施率がおくれているもの、もしくは未実施なものにつきまして、その要因を分析いたしまして所要の見直しをすると。必要なものについては、どうやって進捗させていくか、もしダブっているのがあるとなれば、どのように整理していくかというものについて検討しております。

二つ目といたしまして、意識調査等を実施しておりますので、その意識調査ですとか客観指標の調査結果に基づきまして、さらに復興を加速させていく、ニーズに対応するためにどのような事業を追加していくかという点について検討しております。

その下の四角のところでございますが、全体のベースから言いますと、見直し後の延べ事業数は463事業、見直し前が441事業となっておりますので、22事業ほど出ささせていただいております。そのほか、事業間のダブりですとかがございます、廃止、休止の事業が14事業、ニーズに対応するため、新たに平成24年度から追加したものとして36事業となっております。

主な見直し内容と、その考え方について御説明申し上げたいと思います。恐れ入ります、冊子のほうになります。復興実施計画案、第1期という厚い冊子ですが、この2ページのほうをごらんいただきたいと思います。計画の見直しの考え方についてですが、基本的な考え方につきましては、これまで御説明申し上げましたとおりこの実施計画は昨年8月に策定したところですが、その後、国で第3次補正予算の成立、関係法令の制定、復興庁の設置等がございまして、かなり環境等が変わっており、これを反映させると。また、各種事業の進捗状況に応じまして、それを反映すると。そういうことをしまして、復興への取り組みを加速させていこうというものがベースの考え方としてまとめております。

3ページ以降につきましては、三つの原則ごとにどのような点にポイントを置くかということについて御説明を申し上げているところです。3ページは、安全の確保です。ここにつきましては、四つのポイントを四角の中で述べておりますが、復興の加速化に向けた手だてといたしまして、災害廃棄物の処理の促進ですとか、2番目のところがございます海岸保全施設、三陸復興道路、三陸鉄道、JR等の復興の進捗状況の情報共有を進めることによって、細かく実感していただくことが大切だということでもまとめております。

4ページにつきましては、二つ目の柱でございます暮らしの再建の分野です。この原則の分野におきましては、いまだ4万1,000人の方々が仮住まいの状況にあります。その方々が一日でも早く健康で安定した生活に戻れるようにということで、五つのポイントを手だてとして挙げているところです。一番上ですが、何よりも迅速で質の高い住環境の整備を急ぐ必要があると。四つ目では、保健、医療、福祉サービスの提供体制の再構築を進めて、暮らしの上での安心を確保する必要があると考えております。

5ページのところは、三つ目の原則、最後の原則になりますが、なりわいの再生の分野です。ここの分野につきましても四つのポイントを述べております。水産業、商工業の復興はもちろんです。2番目といたしまして二重債務の解消、4番目といたしまして放射性物質影響対策、こちらのほうを充実していきたいと考えております。

恐れ入ります。6ページをごらんいただきたいと思います。これは、各分野を横断いたしまして、どのような観点で取り組み、集中、加速化していくかということで、三つのポイントにまとめております。真ん中より下段のところ、丸がついているところですが、一つ目として、人材、資金等を重点的に配分、投入することによって、取り組みを加速させていきたいと。二つ目、ボトルネックの解消ということがありますが、さまざまな規制ですとか手続がございまして。これらがボトルネックになっているのであれば、それらを解消していく手だて、これを講じていきたいと。三つ目といたしまして、情報提供。被災者の方々に情報を十分提供いたしまして、わかりやすく実感していただくことが大切であるとと考えております。

9ページからは、施策体系について一覧としてまとめております。

個別事業につきましては、恐れ入ります、18ページのほうをごらんいただきたいと思っております。個別事業について、その概要と実施年度、事業ごとに述べております。ここで、ち

よっと凡例ですが、18 ページの一番上の災害廃棄物緊急処理支援事業、これは冒頭に丸がついております。この一つの丸につきましては、見直しをした事業という印です。それから、四つ下に多重防災型まちづくり推進事業というものがございます。これは二重丸ついておりますけれども、これにつきましては平成 24 年度から新たに加えた事業ということで整理しておりますので、御参照いただければと存じます。

63 ページ以降につきましては、主要な事業について簡単に 1 ページずつ紹介させていただいております。新たなものといましては、78 ページのところにあります被災者住宅再建支援事業ですとか、漁業集落防災機能強化事業等も紹介させていただいております。

かなり飛びますけれども、115 ページになります。参考資料として平成 24 年度からどういう新しい事業が始まっているのかということで、一覧表としてまとめております。

118 ページには、廃止事業の一覧ということで紹介しておりますので、御参照いただければと思います。

A 3 判の資料の裏面のほうにちょっとお戻りいただければ幸いです。参考データ集ということで載せさせております。一番上の表につきましては、各種事業の動き、これは件数をまとめたものでございます。その下にあります 36 事業、追加事業につきましては、計画に新たにのせたもの、これは既に平成 24 年度当初予算で認めていただいて、動いているものも入っておりますが、計画ベースで新たにのせたものを紹介しております。

右側の廃止、休止事業、14 事業ございます。これにつきましては、計画にあったもののうち廃止、休止したものと、その主な理由について述べております。

その下、主な継続見直しですが、これは平成 23 年度から実施しているものですが、内容等、若干見直しをしたものについて、これは数が多いですので、主なものだけ参考までに掲出しております。

一番下の拡充の分野で五つございますけれども、これは既に計画にはのっているのですが、細事業のほうを書いたというような形になっております。全体では、このような見直しとなっております。

お手元のほうに点検・見直し後の復興実施計画（第 1 期）（案）という横長の A 4 判のちょっと厚目の資料をお配りしております。これにつきましては、実施計画そのものではございませんが、事業ごとの年度ごとの目標をどのように設定しているのかというものについてまとめた参考資料です。これについてもあわせてごらんいただければ幸いです。

今回の実施計画の見直しにつきましては、7 月 25 日に県市町村連携推進会議で市町村のほうに御説明して御意見をいただいたほか、30 日には県の復興委員会で御意見をいただいたところです。いただいた御意見を今後検討いたしまして、策定から 1 年になります今月上旬ごろをめどに改定させていただきたいと考えております。

○田村誠委員長 ただいまの説明のありました、第 1 期復興実施計画の見直しについて質疑、御意見ございませんか。

○嵯峨吉朗委員 ありがとうございます。種々見直しをしているようですけれども、説

明を見ると廃止の部分が非常に小さい活字になっていて、微妙に大きくしてあったりして、よく工夫していますね。それはそれとしてですけれども、三陸復興道路と安全の確保で出ていますけれども、1兆円を超えるという話を聞いています。そうすると、県の負担というのは、今は交付金があるのでしょうか。どういう見通しで見ていますか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。財源確保ということも引き続き要望していくとも出ていましたけれども、お聞かせ願えればと思います。

○及川県土整備企画室企画課長 三陸復興道路、いわゆる国の直轄で整備される道路の予算規模、事業費規模が1兆円程度かかるのだけでも、それに対する県の負担、それから国の財源措置がどうなっているかというお尋ねです。基本的には、第3次補正予算分と平成24年度の当初予算分につきましては、地方負担分については全て震災特別交付税で措置されるということで、基本的には地方の持ち出しというか、県の負担はないと。しかし、平成25年度以降につきましては、今その道筋が明らかになっておりませんので、その事業費に対する負担額について、今後同様の財政措置があるか、そこが不透明なために、いずれ国に対して今までどおりの形で財政措置してくれということに要望しているところです。

○嵯峨吉朗委員 1兆円で7年とも10年とも言われていますけれども、10年だった場合1,000億、今年度はいいとしても、1年1,000億のうち県の負担は4割ぐらいですか。どうなのかちょっとわかりませんが、そうすると年間400億の負担。公共事業の8割をそっちに持っていかれるという可能性もあります。実際来年度以降はつきりしていないということですが、今の時点ではつきりしていないというのは、ちょっと大変ではないですか。その辺は全体的にどうなのでしょう、予算を調整する側としても。ちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

○及川県土整備企画室企画課長 先ほどの事業費の県負担ですが、平成25年度以降の残事業費につきましては、国の公表資料に基づく県の試算ではございますが、約8,360億円、それに対する直轄負担金につきましては、約1,620億円という形で試算をしております。これだけの規模の県負担が直接来るということになれば、基本的には県土整備部予算で直轄事業負担金の占める割合がほとんどになって、自前の事業というか、通常の実業に対する県の負担分が出せない形になるので、その影響というのは非常に大きいということで、そういうことにならないように、今、あらゆるチャンネルを通じて要望しているところです。

○嵯峨吉朗委員 今、道路の話だけしたわけですが、港湾もやっているわけですよね。通常だと負担は4割でしたか。ところが、今は緊急で地方交付税措置をされていると思うのですが、釜石港、大船渡港、久慈港もそうですけれども、かなりの金額に及んでいるわけですね。これも同様の状況ですか、どうなのでしょう。

○及川県土整備企画室企画課長 港湾につきましても災害復旧含めて、基本的にはスキームとしては震災復興特別交付税の地方負担が平成24年度まではあるという形になっています。これから直轄事業で行われる大船渡港とか釜石港、久慈港についての事業費、今着

工を始めていますけれども、これについての直轄負担金につきましてもかなりの額に上るので、復興道路とあわせて地方負担の軽減というか、今のようにゼロ負担になるような形で復旧、復興が終わる期間までは何とか進めていただきたいということで、同様に要望しているところです。

○嵯峨吉郎委員 及川課長の説明、どうなるものでもないのかもしれないけれども、復興局のmatterでもないのかもしれないのですけれども、やはり高前田理事を初め、全体としてやっていかないと不可能ですから。ロードマップそのもの自体が絵にかいたもち。ですから、全庁挙げてぜひ活発な活動をしていって、議会でも何ができるかわからないけれども、一緒になってやっていかなければだめだなと思っております。

それと、この復興加速に向けて、ボトルネックの解消のところに現場主義を基本としてと書いていますけれども、今年度になってからでもいいですけれども、この数カ月間、現場に皆さん方どれぐらい入っていますか。

○高前田理事兼副局長 まず、財源の関係について、いろいろ復興道路の関係、港湾関係、御質問ございました。この財源の関係につきましては、県としても大変な問題だという認識を持っておりまして、去る7月31日には政府予算に対する要望ということで、知事を先頭に政府、そして民主党のほうにも要望をさせていただいたところでございます。この中におきまして、先ほど来指摘されてございますように、平成25年度以降の財源の手当てがまだはっきりしていないということでございますので、これを確実に財源措置するようというような要望を強く申し入れたところでございます。これに対して、国土交通省のほうからは、復興道路、湾口防波堤については予算を確保した上でしっかりと進めていきたいといったようなお話をいただいているところでございます。今後ともこの復興に関する財源の関係につきましては、機会あるごとに政府に対してさまざまな要望をしっかりとしていきたいと考えております。

それから、現地への対応の関係でございますけれども、私ども、現場主義ということで、できる限り時間を見つけて現地へ赴くということは極めて重要であると認識いたしております。具体的に4月から何回という、言葉ではちょっと申し上げられませんが、大体月に平均いたしますと、私でありますと大体3回ないし4回ぐらいは現地にお邪魔をさせていただいているという状況かと思っております。これからさらに加速化させるようにしていきたいと思っておりますし、それから特に今、国の復興交付金事業等、この事業がいよいよ本格化をするという段階にございまして、さまざまな問題が、やはり現地で発生しているという状況でございますので、先般県のほうからも公表させていただきましたけれども、こういった復興事業の円滑化チームというものを県で組織をいたしまして、実際に事業着手をされます市町村にその関係課の総括課長クラスの方でチームを組んでお邪魔をして、土地利用規制等の具体的な課題について県と市町村の役割分担、スケジュール、手続等の対応方法といったようなことを具体的に協議して、その場で決めてくるといったような取り組みも始めることといたしているところでございます。

○嵯峨吉朗委員 先般新聞にも出ていましたし、いいことだなと思って見ておりました。この現場主義というのは二つの見方がある、現場に足運ぶというのものもあるし、現場の被災地の人の立場に立って物事を考えていく、行っていくという面もあるのではないかと考えているのです。どちらも重要だと思いますけれども。

この間、些細なことだけれども、私、NHKの受信料の話をそちらに問い合わせしたのです。仮設住宅の人に受信料を請求に来ているのだとかと非難されたのだけれども、見ているのだから払うべきだというのは当たり前の話かもしれないけれども、住宅ローンと一緒に、例えばもう、全部流されてしまっているのです。4月以降請求されて、それでも払っているのです。家も何もなくなって。そういった実態があります。二重ローンの前の段階です。二重ローンというのは、家を建てるとなった時点で借金することによる二重ローンですけれども、二重ローンの前の段階で毎月8万とか10万も払っている人もいるのだそうです。今は義援金があつて、それで充当するでしょう。そういった状態の中で、私は、果たして受信料というのが適当なのかなという話を問い合わせしたのです。そうしたら、どういふ答えが来たかという、それについてはNHKの窓口の電話番号を僕に教えたのです。受信料の問い合わせはここですからと、NHKの受信料問い合わせの電話番号を教えてくださいました。どうなのだろう。その感覚がわからないのです。私が問い合わせればいだけの話だけれども、やはりこういったことというのは、現場でそういった声がある場合には実態も含めてですけれども、もしかしたら延ばしてもらってもいいかもしれないし、現場のそういった声があること自体に対して、どっちが正しいかわからないですよ、もう少し真摯に対応すべきだなと私は思っているのですけれども、どうですか。私の考え、間違っていますか。

○鈴木生活再建課総括課長 委員仰せのとおり、現場の実情に応じて、しっかり被災者の皆さんを支援していくのは非常に大切なことかと思っております。NHKの受信料の関係につきましては、NHKの担当窓口をお知らせいただきたいというお話がございましたので、NHKのほうに照会いたしまして、電話番号等につきまして御紹介をさせていただいたところでございます。基本的な考え方として、なかなか難しいところではございます。NHKの受信料につきましては、NHKのほうで設定しているものでございます。電気料、水道料等の負担がどうなのかというような問題もございます。基本的には、やはり被災者の皆様方の生活再建をしっかりと進めていくと。その中で、雇用の確保であるとか、必要な生活支援をしっかりと確保していただくという中で、生活に必要なさまざまな支出については、その中で支弁していただくように、そういう形で県としても支援してまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨吉朗委員 私そんなことを言っているわけではない。要するに、受信料、払わなければだめなのは払わなければだめかもしれないけれども、そういったことについて、鈴木課長、本気で取り組んでいるのかと言いたくなるわけ。NHKに電話して、一体どうなっているか聞いたらいいでしょう。払うのが当たり前だという発想で全てやっているのかな

と思うわけ、僕は。一事が万事なのです。あなただけではない。あなただけかもしれないけれども。おかしくないか、そういう発想。NHKに問い合わせると。実際そういう声があるのだから、実態どうなっているかとか、水道料と電気料と同じようなものだから、払わなければ当たり前だとかと、そうかもしれないませんが、被災地の人たちは、もう少し、2年間ぐらいは、仮設住宅に入っている間は免除してもいいのではないかという発想もあるわけです。そうでなくてもいいけれども、私はその対応、その発想というか、態度というか、ちょっと理解が……。そういう発想でやったのかなと思って。どうですか、おれの今の指摘に対して。

○鈴木生活再建課総括課長 委員の御指摘、お気持ちは、私としても十分理解をさせていただいたところではございますが、NHKの受信料の関係につきましては、先ほど申し上げたようなこともあるということで、NHKのほうの窓口につきまして御紹介をさせていただいたところでございます。

○嵯峨吉郎委員 NHKの受信料の話ではないと言っているでしょう。何にもわかっていないのだな、あなた。あなたは洋野町にも出向して、その地域のそういった実態もいろいろわかっているでしょう。それで今の場所に抜てきされたかもしれないけれども、発想的に言うと全くだめです。現場主義になっていない。そして、あなたはそれを自覚していない。あなただけなのかどうかわからないけれども、そういう発想でやっているとは現場主義とほど遠いですよ。受信料だから、電話番号を教えればいいという話、おれは電話していないけれども、その対応に僕は実は驚いているの。あなたの対応に、感覚に。そんなのでやっていたら、一事が万事です。生活再建にならないでしょう。かわったほうがいい、あなたは。全然だめだ。

○高前田理事兼副局長 ただいまの御指摘については、被災者の視点に立ってワンストップで対応するような、そういう取り組みが必要ではないかという御指摘かと存じます。それにつきましては、仮設住宅で今厳しい生活を余儀なくされている方々が約4万1,000人いらっしゃいます。そういう方々に共通する問題として、どう対応するべきかということの一つになるのかなと思いますので、暮らしの安全、安心ガイドブックというような冊子をつくりまして被災者の方にお配りしてございますけれども、そういったようなものの中で、やはり一つのテーマとして取り上げて、例えば受信料について、私も詳細は承知いたしておりませんが、具体的な対応、どういう対応があるのかということ調べた上で、被災者の皆さんにお知らせできるような対応をしていきたいと思っております。

○嵯峨吉郎委員 高前田理事も私の指摘を理解していないようですけれども、受信料を安くしろ、やめろとか、そういう話しをしているのではないのです。そういったことがあった場合にワンストップで対応しろとか、そういう話でもなくて、被災者の立場に立って、受信料はそんなのだと、これが何とかなるのだっただけならいいし、ならなくてもいいのだけれども、私言っているのは、そういったように立場に立った対応をするという姿勢のことなのです。ワンストップで対応しろ、受信料安くしろとかなくしろとか、そういう話

ではないのです。それは、もう決まっているから取っているのでしょうかけれども、そういうのではなくて、立場に立って考えていないのではないかということをお願いわけです。考えてほしいということをお願いしているのです。

○高前田理事兼副局長 被災者の視点に立って物事を考えていくということは重要であると認識しておりますので、今の御指摘を踏まえて、さらに取り組んでまいりたいと思います。

○千葉伝委員 嵯峨委員のやりとりの中で、今回見直しをして、それぞれの事業を県が復興に向けて頑張っていると。当然現地の市町村あるいは民間も含めてやっていただいているのは、私は敬意をあらわすところではありますが、それぞれの三つの部門、安全、暮らし、なりわいの再生等について、個々の事業の見直しはもちろん必要だし、それから新たにやる分は当然必要だと。そういった中で、一番やっぱり今何がおくれているかと。そのおくれを少しでも早くするというのが、最後の復興の加速化に向けてということだと思っているので、その部分で今嵯峨委員が言っているとおり、資金の確保あるいはボトルネック、ここをいかに解消するかによって加速化が当然図られるものという理解です。その中で、問題は資金、あるいはいろいろと専門家の人材もあります。それから、ハードも含めてさまざまな事業をこれから展開して、入札した場合に、現地で働く人がなかなか確保できないとか、そういったものが問題だと。それで、確保するように努めると、これは当たり前の話なのですが、もう少し具体的にこういうやり方をして進めますとか、あるいはボトルネックの解消ということで法的規制等があるわけで、特区とか、いろんなやり方もあるかもしれないけれども、国に対する要望等について、前向きな話とか何かが見えるようなことがあるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○森企画課総括課長 復興事業にはさまざまな事業がございまして、それを加速化させていくというのが非常に重要でございます。例えばボトルネックのところでございますけれども、現在土地の利用ですとか、さまざまな規制がございまして。特区制度で手続の簡略化なんかもあるわけですが、1日に国の復興推進委員会でも知事のほうからも申し上げさせていただいておりますけれども、例えば特例措置、法律の特例法の制定ですとか、さまざまな現行の手続が障害になることがないように特別な法制を検討していただければいいということも述べさせていただいております。そのほか、人材の関係につきましても、国土交通省ですとか、さまざまなところで公共事業等が重なりますので、民間の工業者等も大変ですし、あと発注する役場、県庁のほうも設計等が重なってまいります。CM方式ですとか、新しい方式なんかも一部で試行されているところではございますが、そういうものも十分検討させていただいて、今後さらに事業のほうを加速させていくと考えているところでございます。

○千葉伝委員 関連ですから、余り長く申しません。県だけで解決、解消できるかということだと思っているので、私は、それはかなり難しい話でしょうと。だから、もっと何か前向きな話が出るかという話は、やはり国からの例えば法的規制の緩和も含めて、さっき高前田

副局長がおっしゃったのは、それぞれのところに要望はしているということなのだけれども、何か前向きな、見えるようなものが少しあるのかどうかと。副局長に聞きたいのは、当然予算も含めて、この事業を早く進めるには政府与党、あるいは各省庁、それはもちろんそうだけれども、何か民主党だけに行っているかというような話に聞こえたのですが、やはり国会の中でこれはもっと早く進めるやり方をするのであれば、野党でもやっぱり頑張っていたきたいなということはあるのかどうか。

○高前田理事兼副局長 この復興の關係の具体的な施策の実現につきましては、政府だけではなくて与党、そして野党の方々にも、これはもう国を挙げて御支援をいただく必要があると考えておまして、とりあえず先般7月31日には政府、それから民主党を中心に要望させていただきましたけれども、この内容につきましては24項目ございます。この内容は、今委員御指摘のようなそういった土地利用規制、それから人材の關係等々も含んでおまして、こういうものはぜひお願いしたいということで要望してきたところでございませうけれども、今後さらにこの内容につきましては關係の政党のほうにも必要に応じてお願いをしていきたいと考えております。

○及川あつし委員 3点について伺いたいと思います。

1点目は、入札の關係です。前回の委員会ではいろいろ諸般の報告ございました。その後、再入札等も行われているようではありますが、概略で結構ですので、その後どのようにしているのか報告をいただければと思います。

○吉田建設技術振興課総括課長 先般いろいろ御審議いただきました契約打ち切り事案に係る再入札については大分進んでおまして、7月31日に10件程度開札がされております。そして、今落札者の事後調査、確認をしているところですので、ここ数日のうちには新しい落札者が決まるという状況になっていると承知しております。

○及川あつし委員 わかりました。いずれおくれを取り戻すように、検証の経過を踏まえてしっかりやっていただきたいと思います。

次に、台帳のシステムの關係を伺いたいと思います。きょうの報告で、人口の減少の状況が改めて示されました。大変な状況だなと思っております。101ページで、沿岸12市町村の人口が発災前と比べて1万5,688名減っているということで、極めてゆゆしき事態が発生しているなど理解しております。伺いたいのは、きょう報告がございました76ページの被災者台帳システム整備及び運用支援事業、この点でございます。今盛岡でも沿岸地域からの被災された方の移住者がかなりいると私も見ておりますし、住民票を移動した方以上に、多分倍とか3倍ぐらいいらっしゃるのかなと、そんな状況になってきていると思います。そこで伺いたいのは、これまで運用してきたこの台帳のシステムなのですけれども、いろいろふぐあいがあると伺っておりますが、例えばこの台帳がしっかり運用されていないと、もともとの出身市町村の情報が的確に入らないということなのですが、私が聞いている範囲で言うと、例えば釜石にもともとお住まいの方が一たん花巻に行って、情報として入手すると。その後盛岡に来ると、その後わからなくなってしまうと、こういうシステ

ムだということ。あとは、どうもその登録情報が名寄せをできないとか、上書きをできないということで、ひたすら台帳のボリュームだけふえていって、いろんな郵送物を送っても返送されているケースがかなりあると。システムをそもそも見直していかないと、ただでも人口が減って、それを防ぐためにこれから情報の提供とか共有しようと思っている状況だと思うのですけれども、システムをうまく運用していかないと、なかなかそういう情報共有とか提供というの難しいのかなと思っているのですが、この台帳のシステムのこれまでの運用上の課題、問題、今後の解決方法等、検討しているものがあればお示しいただきたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 資料の76ページにございます被災者台帳につきましては、今回の震災に伴いまして、被災者一人一人の取り残しのない支援をするということを目的といたしまして、沿岸被災市町村に導入を働きかけたものでございます。県のほうにサーバーを置きまして、市町村のほうに台帳を置きまして、それをつなぎまして、例えば被災者の住所情報であるとか、いろんな支援の情報を一括して入れるというものでございます。

今委員からお話のありましたシステムにつきましては、この被災者台帳のシステムではなくて、全国避難者情報システムのことではないかと存じます。いわゆる被災者の皆様が地元を離れて他の市町村とか全国にいらっしゃるときに、被災地元の情報を得たいということで、全国避難者情報システムのほうに登録をされるというシステム、その関係ということによろしいでしょうか。

そのシステムにつきましては、被災者の住所把握のために非常に重要なシステムだということで、これは総務省のほうのシステムでございます。県としても、国ともども他の地方公共団体、都道府県もそうでございますけれども、被災者の支援をするためには、被災者の住所情報をしっかり押さえなければならないということで、被災者の皆様方への登録について働きかけをしてきているところでございます。しかしながら、委員仰せのとおり一たん登録をしても、また転居するときにはもう一回登録をし直さなければならないというようなことでございますし、またいわゆるデータベースになっていないものでございます。被災者が例えばA市町村からB市町村のほうに移動されたということを登録すると。登録をされると、その情報もとの地方公共団体にも提供されるという、非常にシンプルな形の、システムと言っておりますけれども、そういう形になっておまして、現状ではデータベースになっていないというようなことで、事務的にはエクセルで台帳の情報がやりとりをされて、住所を把握するという形になっております。課題といたしましては、やはり委員仰せのとおり一たん転居のときに登録をされても、また移られるときにはもう一回登録をし直さないと転居情報がつかめないであるとか、データベースになっていないというようなことでございまして、まだまだ改善の余地があるものと考えているところでございます。

○及川あつし委員 私が申し上げたいのは、そもそも運用しているシステムもそういう問題があると。今回独自にまたいろいろ開発してやろうと思っているものがあると。いろん

なシステムが乱立して、そして今までの行政の住民をどう把握するかという旧来の概念でとらえられない状況が生まれつつあると思うのです。今市町村のほうで、内陸に一たん避難されてきている方々の情報を民間のNPOとかいろんな皆さんを通じて支援をしていますけれども、行政が把握しているよりも、多分そういう方々の情報のほうが現実どうなっているかわかっていると思うのです。それを包括して、うまくいろんなシステムをトータルライズして、そして必要な情報をきちっとやっていくというようにまとめていかないと、何か情報をとるためにひたすら効率の悪い業務をやってはいけないのではないかなという趣旨であります、この点について何か所感があれば伺いたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 委員仰せのとおり、先ほど申し上げました全国避難者情報システム、これは全国レベルで被災者の居所を把握するためのシステムでございます。先ほどの76ページの資料は、いわゆる被災地元におきまして、例えば被災された方の家屋の状況がどうだとか、義援金の支給がされているかとか、亡くなられた方、支援金の支給がなされているかとか、そういうものを当該市町村で把握し、漏れがないような支援を行うためのシステムでございます。今回の被災者台帳システムにつきましても、新潟大学、京都大学の御支援をいただきまして、いずれ全国最先端のいわゆる研究ベース、研究を進め、改善を進めながらシステムを導入しているということでございます。そういう意味では、ここに掲げております被災者台帳システムにつきましても、まだまだ発展途上と申しますか、すっかり確立されているものではない、今回の大震災の中で被災者支援のためにということで、走りながら改善をしているというものでございます。先ほど申し上げた全国避難者情報システムにしましても、まだデータベースになっていないというような課題もございまして。そういう意味で、今回の震災に伴ってさまざまな支援のためのシステム、制度がございまして、やはり必要な見直しをすとか、この反省点も次なる大きな災害の備えのために改善についての働きかけをしていくとか、そういうことは非常に大切なことだと考えているところでございます。

○及川あつし委員 わかりました。しっかりよろしく申し上げます。

次に、私的債務整理のガイドラインの関係であります。きのうの県政調査会で岩手銀行の高橋頭取がこちらに参りまして、質疑の中でこんな発言をしておりました。個人の二重ローンは、新たな住宅ローンが決済しない限り二重ローンとしては発生しないと。うんと私、実は思いましたし、岩手県民は非常にまじめな方々が多いので、一生懸命借りたものを返していこうとなっていると。だから、私的債務整理も進んでいないと、こういう認識もきのう開示をされました。残念だったのですが、いずれ6月定例会において、県議会から意見書を発議いたしました。それをもとに、私もこの1カ月余りいろんな働きかけをしてきたのですが、やっぱり政府は認識がかなり低いと。6月までの段階で、岩手県で債務整理を行ったのはたった3件だよということを言うと、ほとんどの方が目をひっくり返して、何でそんなことになっているのだということでありました。

あと、制度に携わった霞が関の役人の皆さんからいろいろ聞きますと、こんな表現をし

ておりまして、これはよく霞が関でやってはいけないけれどもやる制度で、お酒の出ない
とっくりなのだ。社会的なニーズがあるので、政府で議論をしますと、政府はつくりま
す。でも、そのお酒のとっくりで例えると、せっかくとっくりをつくるけれども、いざと
いうときに注ごうと思っても、口を絞っているのです、お酒が出てこないのだ。このガイ
ドラインの制度というのは、いわば酒の出ないとっくりみたいなものだなということを入
省を含めて言うておりましたが、やっぱりこの問題、本当に大事な問題だと思うので、我々
も立場立場で政府のほうに働きかけていきたいなと思っておりますが、やっぱり県のほうか
らもうさらに声を出していただきたいと、前回は申し上げましたけれども、このことを申し
上げたいと思っております。

この期間も仮設住宅をいろいろ回りましたけれども、集会所に弁護士会のつくったポス
ターが掲げてあって、私的債務整理のガイドラインについてと、細かい字で難しく書いて
いるのです。あれでは、ちょっと認知度が広がらないのかなというような感じもしました
けれども、いずれこの問題、さらに加速的に取り組みを進めてもらいたいと思うのですが、
いかがでしょうか。

○高前田理事兼副局長 去る6月の県議会での意見書につきましては、私どもも大変重く
受けとめさせていただいております、先般、平成25年度の政府予算要望をやらせていた
だきました。24項目の要望項目がございますが、この中にこの二重ローンの問題について
もしっかりと位置づけをさせていただきまして、具体的な要望をさせていただいていると
ころでございます。今後とも機会あるごとに、国に対してはこういった二重債務解消に向
けた積極的な支援というものを働きかけていきたいと考えております。

○及川あつし委員 よろしくお願ひします。私なりにいろいろ仕掛けはしていますので、
ぜひ県のほうからも声を上げていただきたいと思ひます。

あと二つあるのですが、これは端的に伺いたいと思ひます。総務委員会で住田町に参り
ました。その際に、なりわいの再生という観点で、住田町の地場産品の木材の仮設住宅用
のキットについて、政府のほうに導入を働きかけているということでありましたし、その
際、今回の西日本の大水害のときに問い合わせ等もあったようですけれども、なかなか政
府のほうで導入についてしっかり進んでいないというような話を伺ってまいりました。こ
の点について、サポートをすることによってなりわいの再生、沿岸被災地のバックヤード
としての経済効果というのも大事だと思ひますので、この点についてもサポートしてもら
いたいと思ひますので、いかがでしょうか。

あと5点目は、これまで支援をいただいている他の都道府県、市町村への御礼、まだ振
り返って御礼をするような状況ではないと思ひますので、ここについては平素の業
務の段階から意を払っていただきたいと思ひます。御礼についてはまだいいとか、何とな
くそういう空気も若干見えるようなところがありますので、これについてはもう一度御礼
しつつ、さらなる支援のお願いをするべきかなというような感じを持っておりますが、こ
の点についてどうお考えになっているのか、最後に伺って終わります。

○高前田理事兼副局長 まず1点目、住田町の仮設住宅キットの件でございます。御案内のとおり住田町は林産業が主要産業でございます。一方、仮設住宅につきましては、今般の大震災を契機といたしまして、やはりさまざまな見直しが必要だという議論もございませう。災害救助法全体について、何が足りなかったのかといったような見直しを国のほうでも行うやに聞いてございますので、こういったような中で仮設住宅のあり方、そしてこういった仮設住宅キットの導入についてもいろいろ県のほうから提案をしていければいいなと考えております。

それから、都道府県、市町村、支援いただいているこういった団体に対する御礼の件につきましては、非常に重要なことであると存じておりまして、これまでも例えば私どもの復興局長である上野副知事が東京都庁にお邪魔をして御礼をすとか、そういったような取り組みはございますが、さらにしっかりとこういった手当てといたしましうか、御礼についても行っていきたいと考えております。

○斉藤信委員 ポリュームがあり過ぎて、時間が限られていますから、ちょっとポイントだけお聞きしたいのですけれども、一つは住宅再建の計画はどのように見直されたのか、進んでいるのか。災害公営住宅については、市町村のロードマップで5,601戸ということになりました。当初の住宅計画だと、4,000戸から5,000戸だったのです。現段階で5,601戸ということになると、自力再建の戸数は何戸見通されるのか。民間アパート、その他に入居する戸数をどのように見通しているのか、まずそれを最初にお聞きしたい。

○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅の件数につきましては、現在ロードマップでは市町村の要望等を取りまとめまして、5,600戸ということで設定して進めてございます。これにつきましては、当初の基本計画の際には、過去の同様の事例等から被災者の割合等によって4,000戸から5,000戸ぐらい災害公営住宅に入られるだろうというようなことで、一定程度幅を持たせて決めたものでございまして、それが現状では5,600戸の希望となっているということでございます。それにつきまして、そのふえた分、自力再建のほうで調整するだとか、民間の賃貸住宅で調整するかということにつきましては、今後の市町村等の要望に関する調査等を見きわめながら決めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 当初の住宅再建の計画は、大体4,000戸から5,000戸の公営住宅、9,000戸が持ち家再建なのです。そして、7,000戸が民間アパート等に入るだろうと、これが当初の住宅再建でした。私は、日を追うごとに公営住宅の希望が今後ふえてきているのではないかと思います。それで、一つは希望者全員が入れる災害公営住宅は、これはぜひつくっていただきたい。同時に自力再建への支援を強めないと、公営住宅がふえるばかりになるのです。被災者生活再建支援法に基づく全壊、解体は、全壊が1万9,672戸、解体が637戸で、2万1,309戸なのです。こういう方々が住宅を再建しなくてはならない。そのほかに大規模半壊が2,554戸あるのです。だから、かなりの自力再建を見通しているのだけれども、100万円の補助を市町村と共同でやるということは一歩前進だけれども、この程度では持ち家の再建を支援することには極めて不十分だと。陸前高田市は、水道整備に

200万円、浄化槽整備に50万円、これは大船渡市もそうです。水道整備等に200万円補助すると。釜石市もそれを進めたいと。市町村でも独自にそういう支援策が今具体化されようとしていますが、国の被災者生活再建支援金を300万円から、せめて500万円に上げるということとあわせて、県もさらにあと200万円ぐらい上げないと、1,000万円ぐらいの自己資金、借金が必要だということになったら、私は9,000戸の自宅再建なんてできないと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○高前田理事兼副局長 個別の住宅の再建の支援の関係でございますけれども、私どもも住宅再建の支援というのは極めて重要な課題だという認識を持っておりまして、平成24年度当初予算におきましては、議会の御理解もいただきまして、単独の支援措置として1戸当たり100万円の支援をさせていただいたような事業を盛り込んでいるところでございますけれども、さらにできる限りこういった個別の自力で再建される方を御支援する必要がありますだろうということで、これも先般の国に対する統一要望24項目の中に住宅再建の支援について、さらにその内容も充実をお願いしたいというような項目を盛り込んでおりまして、要望活動を行っているところでございます。今後とも国に対して、さらにこういった住宅再建の支援の充実強化というものを働きかけていきたいと考えております。

○斉藤信委員 改めて聞きますが、1戸当たりどのぐらいの経費かかるのですか。造成費用含めれば災害公営住宅の場合どのぐらいの経費になるのか。

それで、市町村も独自に200万円とかと私ちょっと紹介をしました。釜石市もそういう方向で独自支援を。やっぱりそういう支援をしないと、持ち家の再建が進まないという実態なのだと思うのです。県として、そういう市町村独自の支援、私は三つの自治体を今紹介しましたがけれども、それ以外に把握していれば紹介していただきたい。

それと、見直し計画を見ると、これは実施計画第1期案なのですが、こう書いているのです。昨年度は750戸分予算措置したと。今年度は1,000戸分措置したと。ところが、災害公営住宅はことし、来年で250戸ずつ、500戸の整備なのです。予算措置とこれがかみ合わないのだけれども、これはどういうことなのかということを示してください。

○澤村建築住宅課総括課長 まず、災害公営住宅の建設費のお話がありました。全くの概算でございますけれども、戸当たり建設費としましては、大体2,000万円程度かかるものと考えております。土地につきましては、造成を考えますと、造成の工事、整地程度のものから山を崩すものまで、かなり幅広い工事の差がありますので、なかなかそれを幾らだと判定するのはちょっと難しいですけれども、戸当たり数十万円とか、数百万円とか、そういったようなオーダーになるのかなと考えております。

それから、戸数につきまして、基本的に完成戸数で予算要求ではなくて、何戸分着手しますというようなことで予算要求しておりまして、ですから完成の戸数で見ますと、若干要望の戸数よりは低い数字になっているものでございます。

○蓮見復興担当技監 市町村の住宅の再建に関する市町村ごとの個々の補助でございますが、全市町村を対象にどんな補助制度があるかというのは、現時点では把握してございま

せん。申しわけございません。

○斉藤信委員 災害公営住宅は1,750戸分予算措置したと。しかし、この見直し計画ではことし250戸、来年250戸の500戸なのです。1,750戸予算措置しながら、来年度分で500戸程度しか完成しないと、こういうことでよろしいのですね。

それと、被災者の実態から見ますと、この資金その他の計画を見て、本当に時がたてばたつほど自力再建をあきらめざるを得ない事態に今なりつつあるのです。だから、そういう意味では早く支援策を打ち出さないと、本当に持ち家の再建ができなくなってしまうのではないかと。奥尻島の場合は、1戸当たり700万円出たのですから。だから、これは被害戸数が少なくて義援金が集まったということはあるのでしょうけれども、今公営住宅1戸当たり2,000万円かかるというのですよ、そういう意味でいけば、県、市町村がさらに一段とやっぱり持ち家の再建に対する支援をすることが、200万円支援して持ち家を再建させたほうが、経済的にも、維持管理的にも、そして被災地の復興のためにも、私は三重の意味で効果があると思います。これは指摘にとどめておきますから、ぜひ真剣に検討していただきたい。

第2の問題は雇用確保ですが、最近労働市場の発表がありました。失業保険が切れた人、そのうち再就職できた人、できない人、どうなっているかわかりますか。

○木村商工企画室企画課長 雇用の関係についてのお問い合わせでございます。被災地のほうの雇用保険切れの状況でございますけれども、被災地に適用されている広域延長給付を受けていた方で、支給期間が切れている未就職の状態の方について、岩手労働局が発表した数字を把握しておりますので、それを述べさせていただきます。広域延長給付の手続を行った方が3,263名、うち支給が終了した方は県内で2,005名、2,005名のうち未就職者は1,319名、うち14名が訓練受給中というところでございます。

○斉藤信委員 そのデータ、残念ながら1カ月古い。新しいデータが出ているのです。大体比率は変わっていないのですけれども、2,600名ぐらいもう切れているのです。失業保険が切れて、67%が未就職です。本当にこれは深刻な事態ですよ、もう収入が絶たれているわけですから。それで、希望する仕事を確保できないという、被災地は今そういう深刻な実態にあるということを踏まえて、雇用対策をやっぱりとらなくてはならないと。

それで、目玉が事業復興型雇用創出事業なのです。これは1万5,000人、3年間で1人当たり225万円補助するという、制度としては大変すばらしいものだけれども、使い勝手が悪くて、この資料でも昨年度は114人しか利用されていないと。ことしに入って、一定程度改善をされていると思いますけれども、最新の活用状況と、なぜこれが進まないのか、これを改善するためにどういう手だてをとるのか、示していただきたい。

○木村商工企画室企画課長 事業復興型雇用創出事業につきましてのお問い合わせでございますので、まず実績のほうにつきましてお知らせいたします。平成24年度の申請につきましては、108事業所のほうからございまして、これは7月26日現在の数字でございますが、479名ということで、平成23年度分とトータルしますと623名ということになってお

ります。

これが使われない理由という部分の分析のところでございますが、昨年度はグループ補助のみを対象としていたというところがございますが、やはり、ハードの復旧が十分進んでいないというようなこととか、あるいは復旧したとしても販売先のほうが一たん中断するとか、それがなかなか回復する見通しが十分持てないというようなこととかが背景としてあったものと思いますけれども、平成23年度はグループ補助のみということで295者に限定していた部分がございますけれども、平成24年度は国、県、市町村の補助金、融資事業70事業に拡大ということと、あと専門家等への相談をしたことというようなことで、産業政策と一体となった事業である場合も個別に認定できるというような拡大もなされておりますので、そういった制度のほうの周知というのを十分やってまいりたいと考えております。また、ハローワークが行うような事業と勘違いされている例ということもございますので、この制度の周知というのは丁寧なやってまいりたいと思っております。

そしてあと、国のほうへの働きかけの部分でございますが、対象者のほうを再雇用された全てを対象とすること、そして雇用期間のほうを平成23年の11月21日前のものを認めることというようなことも含めて要望しているところがございます。沿岸でのこういう制度の説明会とか、商工団体等の会報等による周知のほかにも、商工関係団体の窓口での相談というような形でのきめ細かな対応をしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 資料の中に中小企業の復興の状況というのがあって、事業所再開率46.2%というのがありますね、この資料です。今までは、70%再開したというふうにいるような資料で出ているのだけれども、この46.2%の再開率という、実態は何を根拠にした数なのか。

それと、事業復興型雇用創出事業をことし約1万人やろうという計画なのです。それに対して479名ですから、このテンポでいったら全然これはいかないと。私は復興のおくれというのが背景にあるとは思いますが、やっぱり11月21日以前が対象にならないとか、新規雇用が条件になって、真っ先に1度首切った人を再雇用したいという要望にかみ合わない。だから、新規雇用掛ける4という、それしか認められないというのは、実質的にはそういう状況になっているので、せっかく制度をつくって使われなかったら、これは意味がないわけだから、これは国の制度ということがあるから、本当に国に改善してほしいのだけれども、その点をぜひやっていただきたい。

○伊藤産業再生課総括課長 最初の御質問でございます。事業所の再開率46.2%という数字の根拠でございますけれども、これまで昨年2月に我々復興局で事業所の被災調査を行ってございます。その結果で73.4%再開という数字を出してございますが、実はこれベースは同じでございます。その73.4%につきましては一部再開を含めて73.4%、本当に再開した割合はどのくらいかというのが46.2%ということでございます。

○斉藤信委員 紛らわしい数ですね。いずれ73.4%というのも、あのアンケートに答えた数だから、全ての被災事業者に対する比率ではないので、データを出すときには正確なものを出すようにやっていただきたい。被災の実態を間違えますよ。あるときは73.4%、あ

るときは四十何ぼなんていう、そんな統一しないやり方はだめですよ。そして、このデータもあくまでもアンケートに回答したのは、3,000 を対象にして 2,000 ぐらいですよ。だから、もっと正確なものにぜひ見直して、これから調査をやるようですから、そういうきっちりしたものにしていただきたい。

三つ目の問題は、医療の問題です。二つお聞きしたい。県立病院の再建というのは、今度の見直しでどう位置づけられたか。この実施計画第 1 期案の 16 ページなのですけれども、被災した県立病院を含む移転整備を支援するとなっていて、ことし 14 医療機関、来年は 15 医療機関が新築移転すると。この中に県立 3 病院は入っているのか、入っていないのか、これははっきりお答えいただきたい。私はちゃんと位置づけてやるべきだと。

もう一つは、医療保険、介護保険の保険料、利用料の減免が 9 月末で中止になります。従来の枠の制度で、減免をやった場合には 8 割国が財政支援すると、こういう通知が最近来たのですけれども、宮城県は国保の一部負担分については市町村に補助すると、きょうのしんぶん赤旗でこれが紹介をされておりました。私はこの医療、介護保険の減免が 9 月末で中止になったら、これは請願採択しましたけれども、通院している方々 3 割は受けられないと言っているわけです。病院にかかれないと。私は国の責任でこれを継続するということを国に強く求めると同時に、やっぱりこれは市町村それぞれやっってくださいという話なのです。そんなことをやったら、私はもう財政的に持ちこたえられるところはないのではないかと。県も国がやらない場合は宮城県並みに支援をして、医療費、介護保険等の減免が継続できるようにすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○高前田理事兼副局長 まず一つ、ちょっと事業所の再開率につきまして誤解があるようでございますので、お話をさせていただきたいと思います。

さきに公表している事業所の再開率の 7 割を超えている数字というものは、先ほども御答弁申し上げましたとおり、一部再開を含めた事業所の再開率でございます。この事業所の再開につきましては、私ども一部再開ということではなくて全面的な再開、復旧、復興を目指して取り組んでいるわけでございますので、今後この事業所の再開率については、いわゆる全面再開というものを指標として掲げていこうという考え方のものがございますので、御理解をいただきたいと思います。

○高橋保健福祉企画室企画課長 一つ目の県立病院の再建についてでございますが、この見直し後の復興実施計画におきましては、被災地医療施設復興支援事業の中に県立病院を含むものとして記載しているものがございます。沿岸 3 病院の具体的な再建につきましては、6 月県議会定例会におきましても医療局から本年度中を目途に立地場所や規模、機能等について検討を進めるとしておりますので、まだ具体のものとして事業化されておられませんので、箇所数についてはちょっと確認させていただきたいと思いますが、いずれこの復興実施計画のスケジュールに沿って進めるようにということで、また地域医療再生基金を活用しました医療の復興計画におきましても、いずれ平成 27 年までの活用の中に再建を盛り込んでおりますので、そういった方向で具体化を進めていくものと認識しております。

2点目の国保、介護保険の減免延長申請でございますが、7月24日に国から10月以降の減免措置に対する財政支援の方策について示されたところでございます。県としましては、これまで被災地の復興状況等を踏まえて保険料等の減免措置の継続等について要望してきたところでありまして、それに対して一定の回答が得られたものと認識しております。一部諸条件等、あるいは期限等について、まだ詳しく示されていないところもありまして、現在確認中であります。そういった内容等につきまして確認し、検討の状況等については、また改めて議会報告したいと考えております。

○斉藤信委員 46.2%の再開率、今そういう説明でしたけれども、だったら仮設店舗の再開はどういう位置づけになるのですか。入らないのですか、入るのですか。

それと、県立病院がことし14医療機関、来年15医療機関に入っているのか入っていないのか、後ではっきり示してください。

それと、国保、介護保険の減免については、国保ですけれども、宮城県がそういう英断をして、県独自に市町村に補助すると。今まで宮城県以上の対策を岩手県はしてきたと思うのです。これは宮城県もそういうことをやったというのであれば、宮城県に負けないような岩手県の施策をぜひ考えていただきたい。

それで、最後ですけれども、漁業の共同利用漁船確保の計画も一応見直されましたが、6,800隻、これを平成25年度までに確保すると。しかし、この6,800隻というのは去年の予算で組んだ数なのです。だから、実質上これはふえない。被災漁船の半分にしかならない。私は、これでは漁業の再建にならないと思います。漁民の方々は、漁法に基づいて一家で3そう、4そう持っているのですよ。だから、もう全然ないところで、とりあえずは1そうという要望をしているのだと思います。しかし、実際に漁業を再建しようと思ったら、私は1万3,000隻を被災した7割、8割ぐらいまでは戻さないと、漁業の再建にならないのではないのかと思いますが、なぜこういう6,800隻になったのか。

それと、私は漁協関係者にも聞きましたけれども、船の製造がおくれているのも事実です。だから、平成25年度までということではなくて、平成26年度ぐらいまで延ばしてほしいと。船の製造が追いつかないというのです。そういう意味でいけば、この計画は平成25年度までになっているのですけれども、やっぱり平成26年度まで、そういう期間も延ばして、そして5割ではなくて7割、8割、漁業が大方復旧するという方向にすべきではないかと。ちなみに、養殖施設は1万9,000台で、これは大体7割5分方復旧する計画になっています。その点どうですか。

○森企画課総括課長 商工業再開の事業所再開率の46.2%について御説明させていただきます。

これにつきましては、ことしの2月に実施いたしました被災事業所復興状況調査というもので、アンケートに答えていただくという形で集計したものでございますが、これにつきまして現在の状況、五つ選択肢を設けて答えていただくということにして・・・。

〔斉藤信委員「簡潔でいいから。僕が聞いたのは、仮設は対象になるのかと聞いた

のだから」と呼ぶ]

○森企画課総括課長 どういう形態で再開したかというものについては、設問に入っていないので、入っているか入っていないかは定かではありません。申しわけございません。

○伊藤産業再生課総括課長 漁船の整備についてでございますが、今回計画を変更させていただきまして、これまでの計画の6,152隻を6,800隻に増加させていただきました。この増加した根拠でございますが、漁業者のニーズ、それから漁業の再開を勘案しまして6,800隻とさせていただいたところでございます。昨年度の漁船の交付決定につきまして、6,100隻を交付決定してございまして、そのうちの昨年度整備した数が3,793隻、残り分を今年度で整備していくという考え方でございます。漁業者の要望等を聞きますと、初年度に早く漁業着手するために漁船の整備の要望に手を挙げてございまして、平成24年度あるいは平成25年度の整備については要望が大幅に減ってくるというような状況にございますので、平成24年度につきましては、当初に整備した約200隻、それから平成25年度につきましては400隻から500隻の整備ということを想定しまして、全体で6,800隻としたものでございます。この漁船の整備でございますが、ではどのくらい漁業の再開として必要かということはあるかと思えます。実は、これは整備する数でございまして、被害に遭っていない漁船も現存してございます。被災前の漁船登録が約1万4,000隻、被災隻数が約1万3,000隻ですので、その差1,000隻は現存していると推定されますし、被害が軽微な漁船については自力で復旧した漁船もあるということで、大体今その見通しを推定しますと、1,200隻ぐらいが現存の漁船に当たるのではないのかなと想定してございまして、その隻数を足し上げますと大体8,000隻ぐらいがこの3年間で漁業の現場に配備されるような隻数ではないかなと考えてございます。

それから、漁船の整備につきましては、平成26年度以降も整備すべきではないかという御指摘でございますが、確かにメーカーに発注が大量にいきまして、メーカーのほうの製造がなかなか追いつかないというような実情もございます。そういうのを勘案しますと、平成26年度以降も整備される漁船が出てくる可能性はあるかとは思いますが、それにつきましては、まだ現段階ではそのような状況を的確に推定等もできませんので、まずは早くこの3年間で漁船を整備しまして漁業を復興させていくと、そういうような考え方のもとに3年間という期間を設定させていただいております。

○及川県土整備企画室企画課長 かなり前になりますけれども、斉藤委員から災害公営住宅の予算上は1,750戸確保しているけれども、実際の戸数が250戸、250戸ではないかというお尋ねありましたけれども、この指標、13ページの災害復興公営住宅等整備事業の指標の項目なのですけれども、一番上が災害復興公営住宅整備の供給割合をパーセンテージでとってまして、250戸、250戸というのは、優良賃貸住宅の補助で確保する戸数ということで、基本的には平成23、24年度で設計調査をしております1,750戸については、平成25年までに整備することを目標としておりますので、誤解を与えて済みませんでした。

○齊藤信委員 ちょっと時間が来ましたので、一言だけ。

漁船の問題については、私も漁民、漁協から聞いたけれども、全て船がなくなった中で2そう、3そう、前持っていたとおりの要望はできていないのです。まず1そう確保して漁業を再開すると、それが6,800隻なのです。そして、製造が間に合わないのも事実ですから、計画だと平成25年度で終わる計画になっていますから。これは国の事業にもかかわると思うけれども、平成26年度も継続して、やっぱり本当に必要な漁船数というのをよく実態把握して対応していただきたい。

○伊藤産業再生課総括課長 確かにこの6,800隻というのは、まずは漁業に着業するというので、まず1隻整備して漁業をするということになるかと思います。漁業をしていく中で、経営が安定した暁には2隻目を要望しようとか、そういうような流れの要望も出てくるのだとは思っています。

それから、1万3,000隻が被災したわけですが、その1万3,000隻の使われている実態としましては、全てが漁業に使用されていたということではなくて、例えば実際に漁業では2隻を使えば十分だったのに、予備として1隻を持っているとか、あるいは古い船の登録を抹消しないでそのまま登録していたとか、その分が含まれての1万3,000隻でございますので、実際に漁業に使われる隻数は、当然それよりも何割かは下がってくるような隻数ということで、先ほど8,000隻と申し上げましたが、宮城県では1万3,000隻ぐらいの被災があって、大体9,000隻ぐらい整備すれば要望に足りるのではないのかというようなデータも出ておりますし、本県の例としてもそれに近いような形の隻数になってくるのかなと思います。

それから、平成25年度までの整備は目標ではございますが、ただその中でどうしてもおくれていくということであれば、平成26年度に整備する分も出てくるのではないのかなと思いますので、それにつきましては今後の動向等を見定めながら、必要であれば計画を変更していくとか、そういう取り組みを行っていくことになるのかなと思っております。

○伊藤勢至委員 1点だけお伺いします。

昨年の5月でしたか、いち早く県はこの復興計画案を立てられて我々に示されました。そして、8月にこれを私たちも承認したと。そういう中で、この3本の柱は大変よかったと思っていますし、今後の復興もこれをベースにしていくのだと思います。ただ一つ、この3本柱で現地の復興を進めるのは非常にいいことではありますが、現状で一番困っていることは、20代、30代の若い人たちの働く場がないということにあるのだと思っています。そして、いろんな内陸地域に9,000人ぐらいの人々が沿岸から今避難をさせてもらっているわけですが、この中のいわゆる結婚適齢期と言われます20代、30代の方々に職がないということは、結婚ができず、したがって子供もつくれないうと、こういうことになっていくのだろうと思います。6,000人近い方々が犠牲になり、行方不明になって、今1万5,000人以上の人が沿岸からいなくなった状況です。この3本柱の計画が進んでいくその間の大事な時期に、内陸に来ている人たちに仕事をまずあっせんしていただいて、仕事を固めて

結婚の機会をつくっていくと、そうしなければますます沿岸の人口が減って、ふえることにつながっていかないと。ぜひ現地の復興はしながら、今避難している若い人たちに仕事と結婚の機会を与えるという観点をお持ちいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これだけ聞いて終わります。

○高前田理事兼副局長 東日本大震災津波からの復興につきましては、この三つの原則というものが極めて重要であるということ、この認識は変わりませんが、ただきょうの説明でもお話をさせていただきましたとおり、県民の皆様の復旧、復興の意識調査というものの中で、特に復興促進ニーズが高かったもの、これは何かといいますと、雇用の場の確保がまず先にございます。したがって、当然私どもとしてもこういうものを踏まえた具体的な取り組みの強化というものを図っていききたいということでございまして、雇用面でもさまざまな見直しをした事業、これを追加して実施することを今回示させていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも特に復旧、復興の中で、雇用ということについてはしっかりと問題意識を持って取り組んでまいりたいと思いますし、特に阪神・淡路大震災と今回の震災の違いということがよく言われますけれども、その一つには働きながら復興ができた阪神・淡路大震災と、今回の私どもの場合は、雇用の場まで全て喪失しているという大きな違いがございます。そういうことも認識しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 総務委員会で北上市と住田町にお邪魔してまいりました。いろんな御支援をいただいて、感謝にたえないところでありますけれども、その方々が沿岸の人間をこっちのほうで雇ってしまうのに、何か遠慮があるみたいであります。しかし、それはそういう狭い考えではなくて、どうぞ遠慮なく有能な人間であれば沿岸の人間を雇っていただいて、あるいはどうしても一家の柱である人ならば、沿岸に送金していただければそれで済むことでありまして、まず働く、一家をなすということが大事だと思いますので、この際そういう遠慮をなさらないで、大災害、大被害でありまして、そういう話ではないのでありまして、有能でかつ企業がどうしても必要だという人間であれば、遠慮しないで現地で雇っていただいてということを含みながら、これは時間がかかる復興ですので、被災地がもとどおりになってからお戻りくださいなんていう話になりますと、何年かかるかわかりませんので、そういうことを大事にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○工藤勝子委員 第1期見直し案についてお伺いいたします。

その中で、なりわいの再生、この中に追加事業として入ったものがございます。県産牛肉安全安心確立緊急対策事業、それから放射性物質被害畜産総合対策事業、原木しいたけ経営緊急支援事業と入っております。こういう事業がなりわいの再生の中で追加事業として入れられたことに高く評価したいと、そのように思っているところであります。畜産農家を初めシイタケ農家の人たちが非常に苦慮している状況の中でありまして、こういう

中に取り入れたことは非常によかったなと思っております。

そこでお伺いいたしますが、この県産牛肉安全安心確立緊急対策事業、これは消費者に向けて岩手県内の牛肉の安全安心をもっと情報発信をしようという取り組みなのかなと思っておりますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

それから、除染作業ですけれども、1万ヘクタールから1万5,000ヘクタールとも言われて拡大になりました。さらに、葛巻町も全ての草地を除染するということが発表になりましたので、さらに面積がふえたのだらうなと思っております。その状況の中で、農業公社、それから個人、いろんな形の中で市町村取り組んでいるわけですが、現在どのような進捗状況になっているのか。さらに、宮城県も同じような面積だと私は把握しておりましたけれども、宮城県は今年度中に除染を終了するというような発表がございました。この違いは何なのかと。岩手県と同じ面積の中で、宮城県は今年度中にと。今年度中といっても、多分来年の3月末までなのだらうなと思っておりますけれども、岩手県と宮城県の違いもありますけれども、でもこの除染しなければならないのは県南でありますので、そう雪が多いわけでもないでしょうし、そういう関係の中でなぜそのぐらいの差が出てくるのかなという原因をきちっととらえているのか、なぜ岩手県は3年から5年かかると言われているのか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

それから、シイタケのほうですけれども、これは無利子の融資というような形の中で、私はそう思っておりましたが、それに対する申請状況は今どのくらいになっているのかお伺いいたします。

○高橋農林水産企画室企画課長 今お尋ねありましたこの計画に盛り込ませてもらいました県産牛肉安全確立緊急対策事業、それから放射性物質被害畜産総合対策事業、原木しいたけ経営緊急支援事業につきましては、放射性物質に関する農林水産物への影響についての対策に係る事業でございます。大きく申しますと、県産牛肉であれば、これらの放射性物質についての全頭検査を行いまして出荷するというものでございますし、そのほか畜産のほうの除染のほうとか原木シイタケにつきましても、ほだ木等の放射性物質を調査しまして、使えないほだ木の交換をすとか、シイタケ産地の再生を図っていくためのものがございます。そのほか風評対策の事業につきましては、また別途、いわゆる検査の結果の公表、ホームページによる発信、それからいろんなイベントでの発信等ということで取り組んでございます。

それから、草地についての除染の実施状況ということのお尋ねでございましたが、草地の除染につきましては、現在、放射性物質の暫定基準値100ベクレルを超えたものの除染で、1万5,000ヘクタール除染が必要だということで、県の農業公社を事業実施主体として進めてございます。準備ができ次第進めているということでございますが、約2,600ヘクタールを着手してございまして、これは先般7月19日に各地域の具体的な作業工程表を策定させていただいておりますので、これをベースに今年度は最低でも8,200ヘクタールまで実施したいと。ただ、それ以上の平成25年度のものについても、可能な限り今年度に

前倒しするように要請して進めてまいりたいと思っております。

宮城県との違いでございますが、岩手県の場合、公共牧野等含めて急斜地のところもございまして、実際には石が含まれているところもございまして、現場では実際の除染についてはかなり苦慮しているところもございまして、農家の要望等、それから機械の調達状況等を勘案しながら、実際の現場の関係団体との調整によって計画しているものでございます。そのようなところでの違いが出てきているのかなということでございます。

原木シイタケの融資につきましての申請状況は、ちょっと今ここに細かい手持ち資料ございませんので、調べて後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○田村誠委員長 工藤勝子委員の質疑の途中でございまして、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○田村誠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から発言を求められておりますので、発言を許します。

○高橋農林水産企画室企画課長 午前中に工藤委員からお尋ねのありました原木しいたけ経営緊急支援資金の貸し付け状況についてでございますが、現在まで5,600万円余の申請がございまして、うち約6割の約3,600万円、144名に対して貸し付け済みとなっております。

なお、この申請額5,600万円余という額は、この貸付金の予算額約11億5,000万円の5%ほどの額となっております。

○田村誠委員長 それでは、質疑を続行します。

○工藤勝子副委員長 ありがとうございます。いろいろ各常任委員会、農林水産委員会で議論されているのだらうと思っておりますが、この除染対策に対していろんな関係市町村と今後連携を密にしていかなければならないのではないかなと思っております。遠野市におきましても、放射性物質の高い牧草のロールしているのを一般ごみと一緒に遠野市の施設で試験焼却をすることになっております。今周辺の地域の人たちにその説明も行っているところですし、そういう関係においても県がどうリーダーシップをこの除染に対してとっていくのかと、市町村をどう支えていくかというようなことが非常に大事になっていくのではないかなと思っておりますので、所感がありましたならば、県と市町村の連携のとり方についてお伺いしたいと思っております。

それから、ただいまの原木シイタケのほうでございますけれども、農家の人たちはやる気をなくしているのが現実であります。乾燥機等、いろいろ施設整備しているところもあると思っておりますし、専業で生きている人たちもあります。そういう中において、やはり今後しっかりと農家の人たちがまたシイタケで何とかやるのだというような意気を高揚させていくことが非常に大事ではないかなと思っております。そこで、原木農家の人たちに対して、どこの原木を今後購入すれば安全にシイタケ栽培ができるのかと。どうするのかとい

うと、私たちシイタケ農家は紅葉の時期に秋倒しをすることによって、シイタケの発生率が全然違ってくるのです。冬場に切るよりは、紅葉の時期に秋倒しを、山でまず立ち木を倒す、これが重要になってきます。そういう中において、多分前は福島県等からも来たと思うのですけれども、全然だめですので、では今後、岩手県内のどこの原木が安全で、セシウムが低くて活用できるのかと。今私たちが植菌して原木の木を調査している段階であります。我が家では、原木で80ベクレル/kgあります。ですから、多分シイタケにもその調子で出てくると思って、出荷ができないのだろうと思っ
ていますが、そういう中において、ではどこの立ち木で、ちゃんと原木を調査して、そういう山の紹介をするというようなことも今後農家の人たちを支えていくために非常に大事になっていくのではないかなと思っておりますが、そういうお考えがあるのかどうかを伺って終わりたいと思います。

○高橋農林水産企画室企画課長 ただいまお尋ねのありました放射性物質の影響を受けました農業系副産物、牧草、稲わら等の処理についてでございますが、今委員からお話のありましたとおり、市町村と連携を密にしまして、これにつきましては非常に大きな量がありまして、大きな課題になってございますが、市町村等の既存の焼却施設において焼却処理を進めることで、市町村と相談させていただいております。一関市では一部試験焼却を行っておりますし、遠野市でもこれから始まるということでございます。また、それまでの間、生産者の方々の負担を減らすということのために、こういう稲わら、それから牧草を集中的にどこか1カ所の場所に保管するということが望ましいと考えておりまして、これも地域住民の方々に非常に丁寧に説明しなくてははいけません、県も一緒になって住民の方々に説明をしまして、そのような副産物の集中的な保管施設の設置に取り組んでいく考えでございます。

それから、もう一つお尋ねのありましたシイタケの産地の再生についてでございますが、現在ほだ木の全戸調査を行っておりますが、これを8月までには終えまして、利用できないほだ木の数を特定しました上で、必要な原木の本数を取りまとめさせていただきたいと思っております。委員のほうから御指摘のありましたとおり、原木の確保につきまして、具体的には立ち木の状態等でも放射性物質の濃度を検査しまして、県北のほうの林とか、山とか、そういうところのものがいいのではないかと考えております。現在は33万本という希望がございまして、まだ膨らむと考えております。これは岩手県森林組合連合会のほうとも連携しまして、必要な量を確保したいと考えてございます。あわせて、ほだ場の放射性物質の影響調査、ほだ場をきれいにしてから新しいほだ木を置くというようなことについても取り組んでございまして、この知見も再生産に活用していきたいということで、非常に窮地にある原木シイタケ産地ですが、再生に向けて全力で取り組んでいきたいと考えてございます。

○田村誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、第1期復興実施計画の見直しについてはこれをもって終了いたします。

次に、日程第3、その他の(1)であります。執行部から報告の申し出がありました復旧・復興ロードマップ(市町村別工程表)について、執行部から報告願います。

○及川県土整備企画室企画課長 7月25日に公表しました復旧・復興ロードマップ(市町村別工程表)の概要につきまして、お手元に配付している資料ナンバー2-1と、それから白黒版のA4判のナンバー2-2がありますけれども、主にこの資料ナンバー2-1の1ページ目で御説明させていただきます。

初めに、今回の市町村別工程表の特徴ですが、今回から市町村管理の海岸、漁港を新たに追加し、社会資本の主要5分野について、市町村ごとに現在予定されている全ての事業箇所を位置図に落とし込んだところです。また、災害公営住宅の整備戸数など、6月11日に公表した総括工程表から変更があったものにつきましては、最新の情報を反映させるということで整理させていただいております。

参考までに、分野別の追加情報等に関する比較のために、左側の中ほどに総括工程表の比較ということで表に整理させていただいております。

また、さらに詳細な情報につきましては、地域ごとに開催する事業説明会等の場を通じて引き続き情報提供に努めるとともに、次回以降の更新時には事業の熟度等に応じて関連する事業についても順次追加していきたいと考えております。

あわせて、ロードマップの周知に努めていく必要があることから、さまざまな取り組みを具体的に考えております。まず、市町村からの要請を受けて住民等へ説明会を開催すること、7月22日に岩泉町、宮古市、山田町では実施しておりますけれども、こういったもの。それから、ロードマップを仮設住宅の集会所等に掲示することや市町村の広報紙等の活用などにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ロードマップの工程表の進捗に影響を与える主な課題と対応状況につきまして、今回は大きく四つ掲げております。初めに、災害公営住宅の整備につきましては、建設用地の確保と――ここで訂正があります。整備手法の迅速化ではなくて、整備の迅速化が大きな課題となっております。建設用地の確保につきましては、これまで新たな用地取得が不要な公用地の活用や市町村と連携しながら建設用地の確保に努めてきたところですが、先祖伝来の土地を手放すことにちゅうちょする地権者なども多く見られることから、定期借地権の設定など、買収以外の方法についても検討しているところです。また、整備の迅速化では民間活力を積極的に導入する観点から、民間業者が建設した建物を買い取ることや設計施工一括発注方式の導入などについても具体的に現在検討しているところです。

次に、用地の円滑な取得に関する課題についてですが、県では本年6月末現在で防潮堤事業を中心に約900件に上る権利者調査を実施したところです。このうち、所有者不明や行方不明、共有地や相続、抵当権の整理など、用地の取得までに相当の時間を要するものが約4割を占めていることが判明しております。今後権利者調査の進展に伴い、さらに同

様の土地が多数確認される可能性が高いと思われますことから、これらの課題のある用地取得を円滑に進めるため、まずは現行の不在者財産管理制度の活用をスムーズに進めるため、岩手県公共嘱託登記司法書士協会と連携しながら取り組むということをしております。また、土地収用手続きによる対応が必要と思われるケースにつきましては、現行手続の弾力的な運用や事業認定要件の緩和等の特例措置等について国に要望しているところです。加えて、先ごろ国の出先機関が連携して設置しました土地の境界や権利等の問題に関する連絡会を活用するなど、個別課題案件の解消に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、防災集団移転事業など、復興まちづくりに関する住民や地域の合意が得られた地区において速やかに工事を実施するため、開発行為許可などの法的規制の解除手続について、県の所管部局が連携して解決に当たるため、復興事業円滑化チームを組織しております。これを具体的に活用していきたいと。

最後に、円滑な工事の進捗を図る上で懸念される生コンなどの建設資材等の安定的な確保につきましても、沿岸4地域に情報連絡会議を設置し、資材の需給バランスの情報交換などを通じて、既に仮設プラントの建設など具体的な対策を講じているところです。

裏面を見ていただきます。今回公表したロードマップの1ページ目です。本来の1ページ目ですけれども、構成については先ほど申しましたとおり、いずれ市町村別工程表を今回公表したと。

それから、ロードマップの変更要因につきましては、具体的な課題に対してどのような対応をするのかと。かつてない規模の大災害からの復旧、復興ですので、こういったもろもろの課題がかなり出てくると。一つ一つ丁寧に解決していかなければいけないと考えております。

次に、3ページの2には市町村別工程表に掲げています事業計画掲載箇所数等の一覧ということで、上から洋野町から陸前高田市までそれぞれの主要分野について、どのような事業がどれくらい計画されているかというのを一覧にしたものを参考までにつけております。

それから、最後のページですけれども、このロードマップ自体の全体がどういう構成になっているのかということをお理解していただくために、見出しをつけて、よりわかりやすく整理させていただいたところです。

○田村誠委員長 ただいま報告のありました復旧・復興ロードマップ（市町村別工程表）について質疑、御意見等ございませんか。

○城内愛彦委員 今説明していただきました点で、用地等の円滑な取得に関する課題ということなのですが、直接的な用地取得ではないのかもしれませんが、この資料の4の円滑な工事の進捗のところに関連するわけでありますが、生コン等の資材の不足が懸念されるということなのですが、現在宮古市だと閉伊川とか津軽石川で河川砂を取る際に、その中にも地権者、地割番地があるのだそうでありまして、なかなか川砂を簡単に取れない状況があるということなのですが、そういった取得に関する課題の中に、直接的な被災対象で

はないにしろ、そういう河川の手続を簡素化する意味でも当てはめることはできないかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○及川県土整備企画室企画課長 建設資材としても利用されます河川砂の採取は許可が必要なわけですが、県土整備部内で許認可の関係のものを所管しております。その河川の占用の関係でも、そういった砂、川砂利の採取も含めて持っておりますけれども、先ほど御説明した部局連携のチームのほかに、部の中で具体的なそういう課題、許認可に基づくスピードアップも含めた課題を検討、解決するためのチームを設立していきまして、個々具体的にそういった許認可等で円滑化するための方策を検討する中で、そういったものについて対応していきたいと思っています。

○城内愛彦委員 これは前向きに検討していただきたいですし、もう既にその工事等が始まっています。県内の仕事は県内の業者に仕事していただきたいというのはあるわけですが、ここに来て他県から資材を運搬する傾向が出てきつつあります。ぜひ地元にある有効的な資材として、資源として、活用していただきたいし、それがひいては治水にもつながるわけですので、ぜひこの際前向きに検討していただきたい、取り組んでいただきたいと思っています。

○及川県土整備企画室企画課長 前向きに検討させていただきます。

○斉藤信委員 災害公営住宅について、この市町村別のロードマップを見ますと、その他の地区と、まだ地区が定まっていないところも少なくないのですが、平成26年度までという計画が多いのだけれども、どういう条件でこのロードマップはつくられているのかと、根拠はどこにあるのかと、これが一つ。

あと、復興のまちづくりについて、特に市街地の場合には、これは大船渡市も陸前高田市もそうなのだけれども、5メートルぐらいかさ上げを予定しています。これは、もちろん用地の確定、津波拠点整備事業をやると思うのですが、この5メートルのかさ上げの場合に、土地が安定する期間というのがかなり必要になってくるのではないのかと。このかさ上げの場合にはどういう期間を必要期間として考えているのか、そのことを少しお知らせください。

○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅の市町村ロードマップの地区で、その他と分けている、どういう条件あるいは根拠で分けているかという御質問でございます。基本的には交付金計画、交付金をもらう前に計画を出すのですが、その交付金計画で地区が決まっているものは、その地区名を出すというような形で作り上げているものでございます。その根拠は各事業主体で見込みを立てていただいて、そこで判断していただいて、見込みが立つものから詳しく情報を上げるというようなことであつておるものでございます。

○渡邊都市計画課総括課長 浸水区域の同じ位置に再生しようとした場合に、どうしてもかさ上げ工事が伴うということでございます。中には、委員おっしゃるとおり5メートルほどのかさ上げを予定しているところもございまして、それが安定するまでに一定の期間

を要するという事は事実でございます。計画を組むに当たりましては、当然そういったことも配慮しながら計画を組むということになりますので、技術的なところである程度安定を早めるということも含めまして、検討が必要と考えております。現時点では、具体的な工事の実施設計の中身までまだいっていない段階でもありますので、今後その辺も含めまして、できるだけ復旧、復興、安定化が図られるように、市町村とともに県も考えていきたいと、支援していきたいと考えております。

○斉藤信委員 災害公営住宅について、ちょっと2点お聞きしたいのだけれども、一つは釜石市では入居条件というか、入居基準みたいなものを今検討していて、できるだけ同じ地区の人たちが入居できるようにということが検討されているようであります。私は、コミュニティーを守るというのは基本だと思うので、やっぱりどの地区にどれだけの公営住宅がつけられるかという全体像が示されることがそのためには大事なのです。基本的には、自分が住んでいたところに住みたい、住めると、そういうことを示しながらやらないと、できたところから抽せんということになると、これは大変なことになってしまうのではないかと。だから、できるだけ早く、用地の確定というのは簡単ではないと思うけれども、全体像を示しながらコミュニティーを守った公営住宅の建設、入居ということをぜひ進めたいと思います。それはどのように検討されているか。

もう一つは、これは市町村の場合だけれども、県北地域は戸建ての公営住宅をつくるというのが基本なのです。洋野町から久慈市、田野畑村、野田村、岩泉町、普代村、こういうところはやっぱり戸建てで、持ち家の人たちと一緒に集落を形成するとなっていますが、県南のより被害の大きいところは、余裕がないということもあって、集合住宅一本やりという傾向もあるのですけれども、私はやっぱり条件がある限り持ち家も公営住宅も一つの集落を維持するという形の公営住宅の建設が必要ではないのかと思います。その点でいえば、スピードと同時にそういう地域に合った集落と公営住宅の建設整備を進めるべきではないのかと思いますが、いかがですか。

○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅に応募する際に、その地域全体の計画がわかっているならば、応募の際に慌てることないといえますか、迷わずに選べるのではないのかという御指摘でございます。委員御指摘のとおりと考えますので、方法もちょっと検討をしまして、できるだけ正確な情報が地域の皆さんに伝わるようなことを検討してまいりたいと思います。

それから、県北は戸建てが多い、県南のほうはどうしても共同建てが多いというお話でございます。御質問の中にもございましたとおり、県北のほうは建設戸数が比較的県南に比べると少なく、用地の確保もしやすいというようなことから、希望の多い木造の戸建てを進める自治体が多いという状況でございます。県南のほうにつきましても、できるだけ早く戸数を確保するという観点から、共同建てを主に計画しているところがございますけれども、市町村によっては、小さな集落については小さな団地で計画するとか、そういった方法をとっているところもございますし、あるいは平等を重視するといえますか、で

きるだけみんな同じような環境ということを重視して、共同建てを選ばれている自治体もあるようでございます。その辺は地域の実情に合わせ、地域の皆さんとの話し合いで決まってくるものと考えております。

○斉藤信委員 これですら最後にします。復興まちづくりについて、今年度は住民合意を形成するというのが最大の課題だと思うのです。その点で、今回の見直し計画の中にもあるのだけれども、専門家の派遣、コーディネーターの派遣と、これは昨年度もやりましたが、これはどのように今取り組まれているのかということですか。

そして、復興のまちづくりを進める上で、結局この見通しがないと住宅再建できないわけですね。ある意味でいくと、いつまで造成可能なのかというようにしないと、その後から住宅再建ということになりますから、そこまで被災者がどうやって頑張るかということにもなってくるので、そういう点での見通し、そこはすごく大事なポイントだと思うけれども、そういう点での住民の知恵というか、それをどのように形成していくのか、今の時点でどう把握されていますか。

○渡邊都市計画課総括課長 御質問はまちづくり、それも地域におけるまちづくりに対する専門家等の支援についてということだと思いますが、今年度からですが、県も県単事業ということでその支援事業を立ち上げようとしております。それから、国のほうの復興交付金事業のほうにも実は同様の制度がございまして、一つは基幹事業でございましてけれども、都市防災総合推進事業というものがございまして、これは、一定の復興事業をやる際に必要な住民合意形成のためのそういった専門家の派遣支援といったような、そのほかさまざまございまして、そういう支援がございまして、それからもう一つ、効果促進事業の中にも同様の助成、それができるといってございまして、県でも同じような支援をやらうとしていたところでもありますけれども、まちづくりというのは被災したエリアだけではなくて、復興自体は市町村全体、市町村のエリア全体の復興という視点もありますので、そういった国のほうの助成が受けられない部分での支援を幅広く県ではやっていければと考えているところであります。

それから、いつ住宅が建てられるようになるのかといったところがやはり被災した住民の皆さんの一番の関心事ではないかなと考えておまして、今回お示したロードマップはまだまだ粗いところがございます。詳細の工程表につきましては、個々の地域によって異なってきますし、事業内容によっても違ってまいりますので、その辺の工程表ができるだけ早い時期に示されるように、県としても市町村を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○田村誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、復旧・復興ロードマップ（市町村別工程表）については、これをもって終了いたします。

その他、ほかに皆様から何がございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。